

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「〇・四五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改める。

別表第三の十三の項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。